

令和7年3月13日

橋本市議会議長
森下 伸吾 様

文教厚生建設委員会
委員長 堀内 和久

委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

1. 議 件

議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

2. 審査の結果

別紙、委員長報告書のとおり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員 長 報 告 書

さる3月6日の本会議において、本委員会に付託された
議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
を審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で
原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたし
ます。

記

議案第42号は、本市国民健康保険の財政状況の改善を図るため、各税率の
見直しを行うものである。

委員から、本市の国民健康保険税の軽減措置を受けている世帯数と割合に
ついて ただしがあり、令和6年度当初で5,101世帯、加入世帯の約6割が
軽減措置を受けている との答弁がありました。

未就学児に係る均等割保険税の軽減措置を受けている世帯数と人数につい
て ただしがあり、158世帯218人が受けている との答弁がありました。

県の示す標準保険税率より各所得割を約0.3%増額する理由について た
だしがあり、県の示す令和7年度の標準保険税率で試算した場合、収支が約
1,000万円の赤字となる。また、後期高齢者医療制度への移行や社会保険の
適用範囲拡大に伴い国民健康保険加入者が減少傾向にある状況を考慮し、収
支の均衡を図るためである との答弁がありました。

物価高騰が続くなか国民健康保険税が毎年上がり、加入者の生活が苦しさ
を増している現状について市はどのように考えているか とのただしがあり、
国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりでであり、誰もが安心して医療
を受けられるよう制度を守っていかなければならない。国に対しては、全国
市長会等と連携し公的支援の拡充の要望を引き続き行っていく との答弁が
ありました。

国民健康保険の財政運営の今後の見通しについて ただしがあり、加入者
の減少が続く、基金を積み立てていくことも難しいため、今後も運営は厳し

くなっていく見通しである との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、本市では国民健康保険税の軽減措置を受けている人は加入者全体の約6割を占めており、国民健康保険税率の大幅な引き上げは低所得者や子育て世帯等に大きな負担となる。物価高騰が続くなか、国民健康保険加入者はますます厳しい生活を強いられることになるため本案に反対する との討論がありました。